

## 第 1 1 回行財政改革推進本部会議の概要

- 1 日 時 平成 2 0 年 1 0 月 2 4 日 ( 金 ) 1 5 時 3 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分
- 2 場 所 本庁 ( 3 階 ) F 会議室
- 3 出席者 井上町長、江上副町長 外
- 4 議 題 公共施設の統廃合について
- 5 会議内容 ( 定例課長会議を切替えて実施 )

### 公共施設見直し基本計画について ( 協議結果 )

- ・ 見直し後の効果 ( 4 ) 施設に配置されている職員を他の部門に配置することで、職員数の適正管理を行います。【削除】

#### ( 理由 )

- ・ 退職者不補充で 4 0 0 人体制を達成する見込みがあり、公共施設の見直しの如何が直接影響するものではないこと。
- ・ 職員の分限免職を行わない旨、表明することであり、議会对策を考えれば、とりたてて触れない方がよいこと。
- ・ 4 0 0 人体制でも、類団等の比較では低いハードルであり、見直しの効果と明記する内容ではないこと。

### 公共施設見直し実施計画について ( 協議結果 )

- ・ 奈良尾・若松管理事務所については、事務事業の明確な仕分けを必要とすること。
- ・ 水道事業については、緊急な対応に支障が出る可能性がある。支所に残した方がよいのではないか。若松支所駐在とする方法も可能？
- ・ 地区公民館を地域移譲した場合の固定資産税の取り扱いは？  
原則、課税し減免とする。交付税が減る。( 税務課 )  
町の公共施設 ( 指定管理 ) として地域に管理を委ねることとする。( 総務課 )

### 施設の跡地利用・管理の方針について ( 協議結果 )

- ・ 庁内検討委員会はまち課が主宰とあるが、一般公募等の具体的な事務を行うということか。事務局的な立場でとりまとめを行うことを予定している。
- ・ 各課の意識が廃止してしまえば跡地利用はまち課が行うと無責任になるのでは。
- ・ あくまで、管理の所管は主管課であり、跡地利用が決まるまでは主管課の責任で行うこと。
- ・ 各課は廃止施設の情報をまち課に集約しデータベース化する考え方。